

令和4年度 海上小学校いじめ防止基本方針

(改訂：令和4年3月25日) 銚子市立海上小学校

1 いじめ問題に対する学校の基本理念

(1) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 目的

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることを鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(3) 目標

- 道徳教育を充実し、人間性豊かで思いやりのある「豊かな心」を育て、「いじめをしない、させない、ゆるさない」の行動ができる児童を育てる。
- 学校教育活動の全体を通じて、一人一人の個性や能力を生かした集団づくりと自他の「生命」を大切にする心を育成し、いじめのない学校作りを推進する。
- 教員の確かな児童理解と校内の組織的対応の充実で、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速な対応と適切な事後処理に努める。
- 保護者、地域住民、教育委員会、関係諸機関等と連携し、重大事態への適切な対処に努める。

(4) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ解消」とは、加害行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、児童本人及び保護者に対して面談等により確認していることをいう。 【「いじめ防止対策推進法第2条」】

(5) 定義に基づくいじめの判断

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
- ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話・オンラインゲーム等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(6) いじめの基本認識

- ①いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 名称いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長 教頭 生徒指導主任 ブロック主任 養護教諭 セクハラ相談窓口担当

※連携関係諸機関として

スクールカウンセラー 銚子市教育委員会 銚子市青少年指導センター

健康づくり課 千葉県児童相談所 銚子警察署 海上小PTA及び協力団体

(3) 開催について

- いじめ等問題行動が発覚もしくは報告があった場合、随時開催する。
- 4月は始業式前に、共通理解のための会議を実施する。

(4) 活動内容

- 担任と関係諸機関との連絡調整役（コーディネーター）となる。
- いじめの防止について、年間活動計画を立案する。

3 年間計画について

(1) 年間計画へ位置づける内容

①いじめ防止に関わる研修

- ア 本校のいじめ防止基本方針の共通理解
- イ 重点目標設定活動計画の立案
- ウ 年度末、取り組み評価・改善策の検討
- エ 教育相談研修（考え方・実践）

※カウンセリングの技法 ソーシャルスキルトレーニング等も含む

②いじめ防止に関わる会議

ア 生徒指導委員会（毎月1回）

イ いじめ防止対策委員会

※いじめ等問題行動が発覚もしくは報告があった場合は、随時開催する。

ウ 学校経営評価に関わる分析会議（年2回）

エ 学校評議員との懇談会（年2回）

③いじめ防止への取り組み内容

ア 定期教育相談（個人面談）年2回 →終了後アンケート集計・報告

イ 教育相談箱からの情報収集（随時） →生徒指導委員会へ提示

ウ いじめ調査アンケート（心のアンケート）の実施（毎月1回）

→集計・分析・報告・共通理解へ

※4月、9月、1月は始業式の日にも実施

エ いじめ撲滅キャンペーンの実施 →絵や標語の募集・展示

→あたたか言葉の木の活動等

オ 命を大切にするキャンペーン(1学期)

カ 保護者懇談会での情報交換（年間3回）

キ 学区ミニ集会での提言 →地域への呼びかけ

ク 道徳授業の一斉展開 →「生命尊重」「思いやり」「家族愛」等※年1回

ケ 全校集会での校長講話 →こころの育成に関わって

コ 児童会活動→いのちを大切にするキャンペーン・いじめ撲滅キャンペーン

→イエローリボン配布活動

→「いのちの集会」の実施

→代表委員会であいさつ運動やいじめ撲滅キャンペーンの活動の工夫などについて話し合い、活動を行う。

→あいさつ運動

サ 学校行事への取り組み（1年生を迎える会・運動会、6年生を送る会等）

→こころの育成の視点に立って目的・参加態度等指導の充実を図る。

シ 学級経営の充実→生徒指導の機能を生かした授業

→自己存在感・有用感

→道徳指導の日常化

→短学活の充実 等

ス その他→外部の眼の校内への導入

（例）地域講師の活用・行事への招待

→委員会活動・クラブ活動、課外部活動、スポーツ少年団など、すべての活動が「こころの育成」に焦点化されるよう努める。

以上のような事項を、年間計画に織り込んでいく。

海上小「いじめ防止対策」年間計画

月	会 議 等	活 動 内 容	研 修
4	○生徒指導委員会① ・基本方針・重点目標・活動計画の検討 ・いじめアンケートの内容検討	○心のアンケート実施① (毎月LFPの週) ○いじめ防止啓発強化月間 ○PTA総会・保護者懇談会① ・保護者に基本方針説明	○研修① ・基本方針の共通理解 ・重点目標・活動計画
5	○生徒指導委員会② ・新学期の児童の様子	○心のアンケート実施② ○1年生を迎える会 ○あいさつ運動 ○教育相談箱からの情報収集 ※以後毎月1回開く ○五中学区青少年健全育成協議会での基本方針等の説明	
6	○生徒指導委員会③ ・いのちを大切にするキャンペーンの内容検討	○心のアンケート実施③ ○教育相談① (児童個人面談) ○いのちを大切にするキャンペーン	○研修② ・教育相談 (理論・実践)
7	○生徒指導委員会④ ・1学期の児童の様子 ・個人面談の情報収集	○心のアンケート実施④ ○七夕集会・いのちの集会 ○保護者懇談会② ○保護者個人面談 ※児童の生活面・学習面等の情報交換	
8	○生徒指導委員会⑤ ・夏休み中の児童の様子や新学期での取組について		
9	○生徒指導委員会⑥ ・新学期の児童の様子	○心のアンケート実施⑤／⑥ ○運動会 ※全校の一体感を目指して ○学校経営評価①	研修④ ・問題行動への対応 ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開

10	○生徒指導委員会⑦ ・いじめ撲滅キャンペーンに向けて ・イエローリボン活動 ・いじめゼロ宣言 ・あたたか言葉の木 等	○心のアンケート実施⑦ ○いじめ撲滅キャンペーン ・標語の募集・展示 ・イエローリボン活動 ・あたたか言葉の木 等 ○教育相談② (児童個人面談)	
11	○生徒指導委員会⑧ ・標語の選定 ・アンケート・児童個人面談の考察 ・いじめ撲滅キャンペーン考察	○心のアンケート実施⑧	
12	○生徒指導委員会⑨ ・2学期の児童の様子	○心のアンケート実施⑨ ○1000カ所ミニ集会 ・いじめ防止等の取り組みについて (地域に説明)	
1	○生徒指導委員会⑩ ・新学期の児童の様子	○心のアンケート実施⑩/⑪ ○あいさつ運動 ○全校一斉道徳授業展開 (学校公開日)	
2	○生徒指導委員会⑪ ※2月の児童の様子	○心のアンケート実施⑫ ○学校経営評価② ○保護者個人面談③	
3	○生徒指導委員会⑫ ・1年間の委員会としての成果と課題及び次年度への方向性の検討 ・年間計画の素案作成	○心のアンケート実施⑬ ○6年生を送る会、卒業式、修了式などへの参加	○研修③ ・年間の取り組みの評価 ・考察及び次年度に向けての方向性の検討 (具体策の検討も含めて)

4 いじめの未然防止について

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめの防止活動の展開を推進する。

(1) いじめについての児童も教師も共通理解を図る。

「いじめは人権侵害・犯罪行為」「いじめは、しない、させない、ゆるさない。」

○いじめアンケート調査の実施

○セクハラ相談窓口（教育相談箱の設置）

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成する。

「道徳授業の指導時数の確保と内容の充実」「学校の教育活動の全てで育成」

○道徳一斉授業の展開

○あいさつ運動

○学校行事

○情報モラル教育

(3) いじめを生まない雰囲気づくりに努める。

「児童と児童並びに児童と教師との豊かな人間関係づくり」「学級経営の充実」

○教育相談週間での個別面談

○「さん」付けでの呼名

○教師の言動がいじめを誘発しない配慮

(4) 自己肯定感を育てる。

「生徒指導の機能を生かした授業実践」「児童の絆づくりのための居場所づくり」

「よさの認め合い」

○自他ともに良さを認め合う授業 ○保健室相談の展開 ○支援員の活用

資料1『いじめの未然防止に向けたチェックリスト』

5 いじめの早期発見について

いじめは、大人の目の行き届かないところで発生しており、学校・家庭・地域が互いに協力し合って実態把握に努める。特に、学校は情報収集のアンテナを高く、そして、広くすることが大切である。

(1) いじめを発見する手だて

①教師と児童との日常の交流をとおした発見

○授業、休憩時間、清掃、給食、部活動では児童とともに活動する。

○休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配りをする。

②複数の教員による発見

○多くの教員による様々な教育活動をとおした児童との関わりをする。

○トイレ利用の際、気になる場面の発見をする。

③児童の声に耳を傾ける。

○定期的にいじめアンケート調査を行い、集計、分析する。

○教育相談箱への投函。

④教育相談をとおした把握

- 学校全体で定期的にアンケートを実施し、それをもとに個別面談を行う。
- 学区のスクールカウンセラーの活用をする。

⑤児童会が主体となった取組

- 児童会を中心に「命を大切に作るキャンペーン」や「いじめ撲滅キャンペーン」を行う。

⑥保護者と情報を共有する。

- 連絡帳、家庭訪問、電話連絡、PTA等での会合等。

⑦地域と日常的に連携する。

- 地域行事への参加、関係諸機関との情報共有等。

(2) 早期発見のための取組

【学級担任等】

- 日頃から児童への見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間、放課後の児童との雑談や日記を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個別面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

【養護教諭】

- 保健室を利用する児童との会話の中で、その様子に目を配るとともに、いつもの違いを感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

【生徒指導主任】

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回、夜の防犯パトロール等において、児童の生活する場の異常の有無を確認する。

【管理職】

- 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

6 いじめの相談・通報について

(1) 情報収集

【学級担任等、養護教諭】

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。また、暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

○いじめた児童が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

【いじめ防止等の対策のための組織】

○教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。

○一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制

○正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職等で役割を分担)

・いじめられた児童やいじめた児童への対応

・その保護者への対応

・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等

○ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつことが必要である。

○児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

○いじめが認知された場合には、被害者・加害者の双方の保護者に対して、「いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝える。

○適切な調査に基づき、被害者・加害者の双方の保護者に事実を正確かつ速やかに伝える。

○保護者からのいじめの相談・通報窓口の一本化

・教頭を窓口として、いじめの通報や情報に対応する。

・全職員への報告と周知をする。

・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して、情報共有を図る。

○学校以外の相談・通報窓口

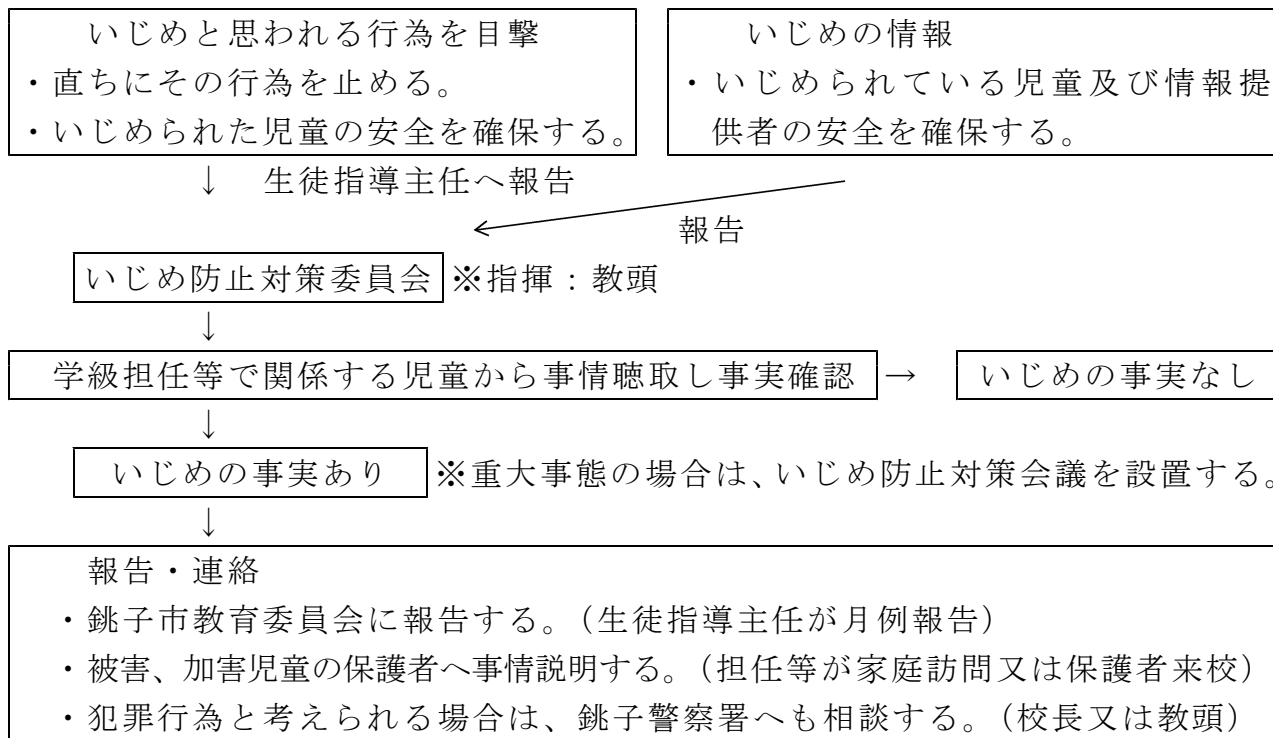
・警察、児童相談所、スクールカウンセラー、医療機関、法務局、民生委員等

・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

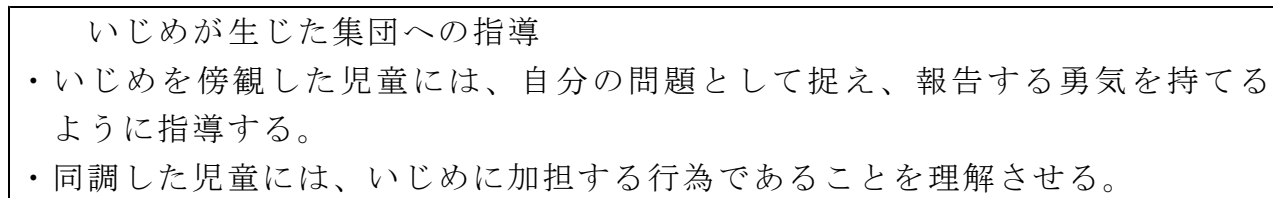
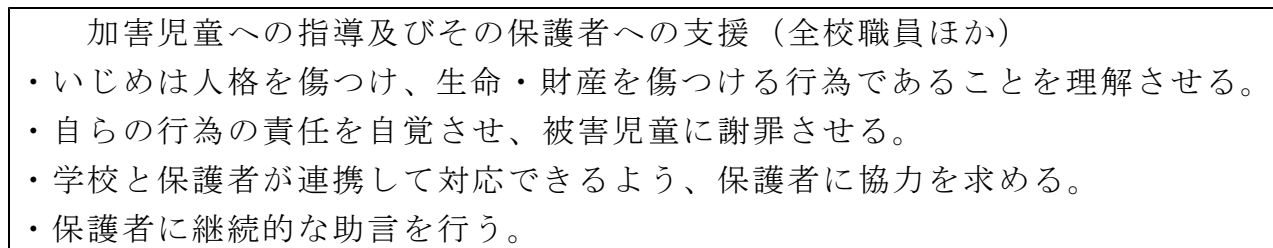
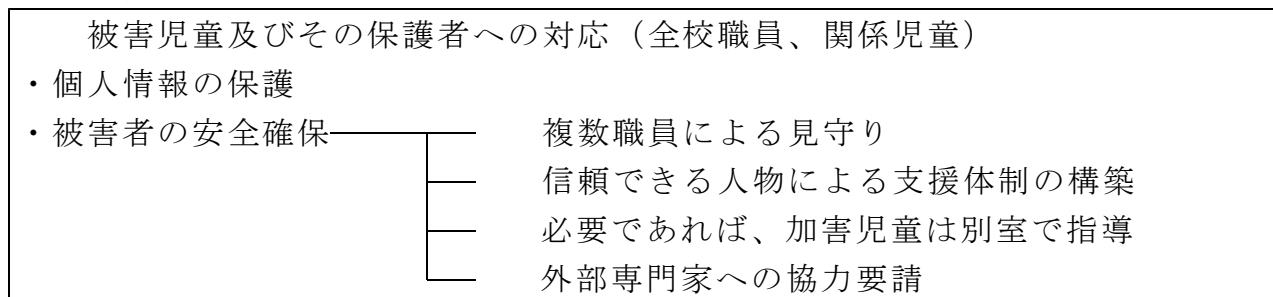
☎ 警 察 2 3 - 0 1 1 0

児童相談所 2 3 - 0 0 7 6

7 いじめを認知した場合の対応について



8 指導について



資料2 『いじめ指導記録カード』

9 重大事案発生時の対処について

(1) 重大事案とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 対処フロー

- ①銚子市教育委員会に重大事態の発生を報告する。
- ②いじめ防止対策会議を設置し、今後の対応を協議する。
- ③いじめ防止対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ア) いじめられた児童から聴き取りが可能な場合
 - ・当該児童の安全を確保することを最優先する。
 - ・当該児童の状況にあわせた継続的なケア及び落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を検討する。
 - イ) いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合
 - ・当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該児童保護者と協議し、調査に着手する。
 - ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成26年）を参考とする。

10 公表、点検、評価について

(1) 公表

- 本方針については学校ホームページで公表する。

(2) 点検

- 毎月1回の「いじめに関するアンケート調査」を実施、分析を行い、各々のケースについていじめ防止対策委員会で協議しながら迅速かつ誠実に対応する。

(3) 評価

- 毎学期末に職員会議で本活動について協議し、改善に努める。
- 学校評価の「自己評価」、「保護者アンケート」「児童アンケート」の評価項目に本活動を取り入れ、年2回（10月、2月）評価する。
- 学校評議員が行っている学校関係者評価で、本活動を評価してもらう。
- 年度末に実施する「本年度の評価と次年度への改善策の検討」において、本方針を見直していく。

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない児童たちでも、いじめが起きやすい雰囲気のある学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、児童たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任・教科担任として、日々の学級経営・教科指導を見直す際のチェックポイントを示します。非常勤の職員は関係する箇所をチェックし、見直す機会としてください。

【教員の言動】

- 児童の言い分に耳を傾けている。
- 児童の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに児童に接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりしない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの児童とも関わり合いをもっている。
- 教員自身が児童を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの児童の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 保護者会等、児童の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、児童や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の児童の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

被害児童	年 組 番	氏 名	(男・女)
関係する児童氏名 (年・組)	(加害者等、関係すると思われる児童名)		
担任及び支援チーム	(編成された支援チームの関係職員名)		
内 容	(いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、加害者 の状況、保護者の状況)		
報告の状況	(第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。)		
対 応 状 況			
月日	被害者への対応状況	加害者への対応状況	
	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	(加害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	